

令和7年2月26日
昭和村役場

職員の懲戒処分について

このことについて、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、下記のとおり処分しましたので公表します。

記

1 公金の不適切な管理

(1) 被処分者

- ①職員 村長部局 主事 30代 減給10分の1 3月 【処分日：令和7年2月26日】
- ②職員 村長部局 係長 50代 戒告【処分日：令和7年2月26日】
- ③上司 同日付で文書による嚴重注意

(2) 事案の概要

事務処理が滞ったことから、6か月間にわたり施設の使用料の必要な事務処理を怠り、多額の公金を職場の自己の机のカギがかかる机の中で保管するなど、不適切な公金の管理を行った。

【再発防止の取り組み】

本事案は、村政に対する信用と信頼を著しく失墜させるものであり、決して許されることではありません。今回の事案の発生を機に、各所属において、公金管理を始め、事務処理が適正に行われているかを改めて確認するとともに、チェックシートの導入など事務処理が漏れないよう職場全体で徹底してまいります。

また、職員の不祥事を二度と起こさない決意のもと、全職員に対し、全体の奉仕者として公共の利益のために、倫理保持及び公正な職務の執行について周知するとともに、職員一人ひとりが公務員としての自覚を持ち、法令遵守、服務規律の徹底を図り、職員一丸となって再発防止に全力で取り組み、村民の信頼回復に努めてまいります。

〈問い合わせ先〉
昭和村役場
総務課長 (0241)57-2111